

西荻ご神木けやきの保存に関する要求書

要求の趣旨： 現在、貴社が進めておられるマンション開発によって、西荻ご神木けやきが伐採されようとしています。

このけやきは、隣接するマンション住民にとって大事なものであるのみならず、地域住民にとっても「ご神木」として親しまれ、崇められてきた貴重な「地域の文化財」です。

また、温暖化やヒートアイランド現象が進む中、杉並区さらには東京都にとって、残存している巨木の保存は、きわめて大事なことです。

さらに、貴社の「解体工事計画」には、条例・要綱に違反している点があり、コンプライアンス上も問題があると考えます。

以上のことから、「解体工事計画」及び「マンション建設計画」を再検討し、西荻ご神木けやきを保存していただくよう、要求いたします。

2023年8月7日

西荻ご神木けやきを守る会

共同代表者 熊本 一規

住所 杉並区西荻北 2-6-12-707 Tel.090-9374-5530

共同代表者 桜井 万里子

共同代表者 横田 政郎

共同代表者 渡辺 康幸

共同代表者 和田 美智子

ゼロカーボンシティ杉並の会 代表者 芹澤悦子

住所 杉並区善福寺 1-5-9 Tel.090-9208-0998

桃三みどりを守る保護者有志の会

緑の会

No Nukes 杉並

西荻けやきを愛する市民一同

ロッシェル・カップ

要求は上記のとおりですが、以下に、西荻ご神木けやきの伐採が条例・要綱に違反している点を3点記します。

1. 指導要綱違反1

杉並区の解体工事に関する指導要綱(杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱)第7条は、次のとおりです。

第7条 発注者等は、解体工事を行おうとするときは、当該工事の内容等について、工事開始の7日前までに、近隣住民に説明会もしくは戸別訪問により説明しなければならない。

ところが、本件において、発注者等(貴社,三信住建(株),日本ユナイテッドヘリテージ(株),(株)ビルナックスの四社)は、近隣住民であるパークホームズ西荻窪の住民には、解体工事説明書を各戸の郵便受けに投函しただけで、説明会も戸別訪問も実施しておらず、指導要綱7条に違反しています。

2. 条例違反1

杉並区みどりの条例第9条は、次のとおりです。

第9条 何人も、現存する樹木を保全するよう努めなければならない。やむを得ず伐採したときは、同数以上の樹木を植栽するよう努めなければならない。

ところが、発注者等は、次のように弁明して、ご神木けやきを伐採しようとしています。

①老齢化しており、弱っているので倒木の危険がある。強風で落枝する危険もある。

被害が出た場合の責任は所有者が負わなければならない。

②根が地下で絡み合っているので、移植は困難。

③保存すると、掘削工事の際に根を切断するため、枯れたり倒れたりする危険がある。

しかし、発注者等の弁明の根拠は「庭師の勘」に過ぎません。そのうえ、近隣住民からの樹木診断実施の要求を断っています。

発注者等は、樹木保全の努力を全くしておらず、みどりの条例9条に違反しています。

3. 指導要綱違反2及び条例違反2

解体工事計画は、解体工事要綱(正式名称「杉並区建築物等の解体工事及びアスベスト飛散防止に関する指導要綱」)に基づいて事前通知される計画ですが、この要綱にいう「建築物等」とは「建築物、工作物その他施設をいう」(第2条)と定義されています。

したがって、樹木は要綱の適用対象外であり、樹木伐採を解体工事計画に含めたことは解体工事要綱に違反しています。

また、法的には、樹木伐採は中高層建築物紛争条例(正式名称「杉並区中高層建築物の建築に係る紛争予防と調整に関する条例」)に基づいて事前公開されるマンション建設計画に記載されるべきものであり、それを解体工事計画に記したことは同条例にも違反しています。

同条例では、建築主と近隣住民の間の紛争に関する「あっせん」や「調停」が規定されていますが、発注者が樹木伐採を解体工事計画に記した行為は、同条例に基づく「あっせん」や「調停」を回避するため、と推察せざるを得ません。

以上の3点で貴社がコンプライアンス(法令順守)を果たされること、具体的には、まずは条例・要綱に基づいた適法な解体工事計画の作成、及び説明から始められることを要求いたします。

以上